

魚津市告示第146号

魚津市定額減税調整給付金支給事務実施要綱を次のように定める。

令和 6 年 8 月 28 日

魚津市長 村椿 晃

魚津市定額減税調整給付金支給事務実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、魚津市定額減税調整給付金（以下「調整給付金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「調整給付金」とは、前条の目的を達するために、魚津市によって贈与される給付金をいう。

(支給対象者)

第 3 条 調整給付金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する納税義務者であって、令和 6 年 1 月 1 日時点において魚津市に住所を有するもの（魚津市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者を含む。）とする。

(1) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る、又は上回ると見込まれる所得税の納税義務者（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）上の居住者に限る。）。ただし、令和 5 年分所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。

ア 3 万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも令和 5 年 12 月 31 日時点で国外に居住する者を除く。以下同じ。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和 6 年分所得税額として推計した額（以下「令和 6 年分所得税推計額」という。）

(2) アに掲げる金額がイに掲げる金額を上回る個人住民税所得割の納税義務者。ただし、令和 6 年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える者を除く。

ア 1 万円に、その者の控除対象配偶者又は扶養親族である者の数に 1 を加えた数を乗じて得た額

イ その者の令和 6 年度分個人住民税所得割の額

2 前項第 1 号イの規定における令和 6 年分所得税推計額は、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和 5 年分所得税額又は令和 6 年度分個人住民税課税情報から推計した額とする。

3 第 1 項第 1 号イの規定における令和 6 年分所得税推計額及び同項第 2 号イの規定における令和 6 年度分個人住民税所得割額は、所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除を実施する前、当該特別税額控除以外の税額控除後の額をいい、復興特別所得税は含まない。

（支給額）

第 4 条 支給対象者に対して支給する調整給付金の金額は、次の各号に掲げる額の合算額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）とする。

（1） アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。）

ア 前条第 1 項第 1 号アに掲げる額

イ 前条第 1 項第 1 号イに掲げる額

（2） アに掲げる金額からイに掲げる金額を差し引いて得た額（当該額が 0 を下回る場合には、0 とする。）

ア 前条第 1 項第 2 号アに掲げる額

イ 前条第 1 項第 2 号イに掲げる額

2 前項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和 6 年 6 月 3 日とする。

3 事務処理基準日以降に生じた第 1 項第 1 号ア及びイ並びに第 2 号ア及びイに掲げる額の修正等について、令和 6 年 7 月 30 日までに生じたものは、同項に定める調整給付金の金額に反映させる。ただし、令和 6 年 7 月 31 日以後に生じたものについては、反映しないものとする。

（受給権者）

第 5 条 調整給付金の受給権者は、第 3 条における支給対象者とする。

（支給の方式等）

第 6 条 調整給付金の支給を受けようとする者は、別紙様式第 1 号の調整給付金支給要件確認書（様式第 1 号。以下「確認書」という。）を提出するものとする。

2 確認書の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行うものとする。この場合において、第 4 号及び第 5 号に掲げる方式は、確認書の提出

者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号から第3号による支給が困難な場合に限り行うものとする。

（1） 郵送方式 提出者が確認書を郵送により市長に提出し、市長が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（2） 窓口方式 提出者が確認書を魚津市の窓口に出し、市長が提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（3） オンライン申請方式 申請者が確認書に記載する申請用フォームを通じて市に電子申請し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

（4） 窓口現金受領方式 提出者が確認書を郵送により、又は魚津市の窓口において市長に提出し、魚津市会計課窓口で現金を交付することにより支給する方式

（5） 現金書留送付方式 提出者が確認書を郵送により、又は魚津市の窓口において市長に提出し、市長が現金書留等により現金を送付する方式

3 提出者は、確認書の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

4 市長は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から調整給付金支給確認書送付先変更届（様式第2号。以下「変更届」という。）の提出があったときは、当該変更届に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

（代理による確認書の提出等）

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書又は変更届（以下「確認書等」という。）の提出及び調整給付金の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限るものとする。

（1） 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

（2） 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認めるもの

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を添付するものとする。この場合において、市長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認するものとする。

3 市長は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書提出等の期限）

第8条 確認書等の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書等の提出期限は、令和6年10月31日とし、変更届の提出期限は、令和6年10月15日とする。

（支給の決定）

第9条 市長は、第6条の規定による確認書の提出があったときは、審査の上、速やかに支給を決定し、提出者に対して魚津市定額減税調整給付金支給決定通知書兼振込通知書（様式第3号）により通知するとともに、調整給付金を支給するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査を行い、提出者が対象者に該当しない場合は、当該提出者に対し、魚津市定額減税調整給付金不支給決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（調整給付金の支給等に関する周知等）

第10条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、確認書提出の方法、確認書の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により市民に周知を行うものとする。

（確認書の提出等が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに確認書の提出等が行われなかった場合は、支給対象者が調整給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等の提出は取り下げられたものとみなす。

（給付金の返還）

第12条 市長は、調整給付金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）が、次の各号に該当する場合は、支給した調整給付金の返還を求める。

（1） 偽りその他不正の手段により調整給付金の支給を受けたとき。

（2） 修正申告等により新たに要件を満たすこととなる給付の申立てがなされ、当該給付を支給するとき。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 調整給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、調整給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年12月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に調整給付金の支給を受けた者に係る第12条及び第13条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

令和6年度定額減税調整給付金のお知らせ

国のデフレ完全脱却のための総合経済対策の取組として、令和6年分所得税及び令和6年度住民税において、定額減税しきれない方に「定額減税調整給付金」の給付事務を実施します。

あなた様は下記の支給要件の対象となるため、受給資格をお持ちの可能性あります。

つきましては、下記の給付金制度案内をご確認いただき、右側の確認書を記載の上、ご返送ください。

※所得修正等による行き違いにつきましては、ご了承ください。

支給対象

以下の2つの要件を満たす方。

ただし、納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

●令和6年度住民税が魚津市から課税されている方（令和6年1月1日に魚津市に住民登録がある方など）

●定額減税可能額（注1）が、令和6年分推計所得税額又は令和6年度住民税所得割額を上回る方

注1 定額減税可能額とは次のとおりです

所得税分 3万円×減税対象人数 住民税所得割分 1万円×減税対象人数

減税対象人数＝納税者本人＋控除対象配偶者＋扶養親族（16歳未満扶養親族を含む）

※控除対象配偶者、扶養親族について、国外居住者は対象外。

※控除対象配偶者を除く同一生計配偶者（国外居住者を除く）については、令和6年度個人住民税所得割の定額減税の算定に用いられないこと等を踏まえ、調整給付の算定時には考慮しません。（令和7年度住民税所得割額から1万円控除）

支給額

申請方法

1から3のいずれかの方法により申請してください。

1 電子申請

右側のQRコードを読み取り、設問を記入し申請してください。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



2 郵送

右側の確認書を記入し、下記①、②を裏面に添付した上で、同封の返信用封筒に入れてお送りください。

①通帳またはキャッシュカードのコピー（口座番号、店番号及び口座名義が確認できる面のコピー）

②受給者本人確認書類のコピー（運転免許証、マイナンバーカード（顔写真のある表面のみ）等）

3 窓口

右側の確認書を記入し、上記①、②の必要書類を裏面に貼り付け、魚津市役所内給付金窓口へ提出してください。

提出期限

令和6年10月31日（木）まで 当日消印有効

※提出期限までに提出されなかった場合は、辞退されたものとみなし、受給できませんのでご注意ください。

支給日

支給が決定しましたら、別途支給決定通知書を送付します。

（審査の結果、支給要件を満たしていなかった場合は、不支給決定通知書を送付します。）

お問い合わせ（受付時間：8時30分から20時00分まで）

魚津市役所定額減税調整給付金給付室 コールセンター

フリーダイヤル 0120-05-0043

※受付開始直後は電話が繋がりにくい場合があります。※番号のお間違いのないようお掛けください。 ※お問い合わせの際は、通知書番号をお伝えください。

通知書番号

定額減税調整給付金
支給要件確認書

通知書番号

魚津市長 宛

定額減税調整給付金支給要件確認書について、令和6年度の住民税の課税状況に基づき、支給対象者に該当する可能性があるため、以下のとおり、支給予定額をお知らせします。

住所・氏名

支給方法 口座振込

支給口座

（口座名義）

支給額

調整給付金の支給額及び算出式

意思確認

定額減税調整給付金の支給要件を満たすため、
受給を希望します。

☐ はい 下記にご記入ください

☐ いいえ（支給されません）

受給者記入欄 上記記入内容に相違ありません。

確認日

令和 年 月 日 受給者氏名

連絡先電話番号

受取口座について

受取口座の記入と
必要書類について

上記口座欄が空欄の方、又は上記口座とは異なる口座への振込を希望される方は、
振込口座を記入し、裏面に振込口座のわかるもの及び本人確認書類のコピーを貼付
してください。

いずれかを
選んで記入
ください。

口座名義	フリガナ						
金融機関 (ゆうちょ銀行を除く)	金融機関名	1. 銀行 2. 金庫 3. 信託	4. 信連 5. 農協 6. 漁協	7. 信連通	支店名	本・支店 本・支所 出張所	支店コード
ゆうちょ銀行	貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をお書きください。	通帳記号	6桁目がある場合は、※欄に記入	1	0		
		通帳番号	右詰記入				

※意図的に虚偽の確認をした場合は不正受給として詐欺罪に問われることがあります。

裏面も必ずご確認ください

☐ 代理確認を希望します。(希望する場合は、左端のチェックボックスにチェックをいれてください)

代理人が確認(受給)を行う場合は貼付書類が必要です。代理受給を希望される理由を必ずご記入ください。

代理人氏名 (フリガナ)	確認者との関係 1. 同一世帯 2. 法定代理人 3. その他	代理人生年月日 年 月 日	代理人住所 日中に連絡可能な電話番号 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金の	確認・請求 受給 確認・請求及び受給	受給者氏名	署名(又は記名捺印)
確認・支給対象者名義以外の口座への振込みを希望される方は代理 受給の理由をご記入ください。		理由:	

代理人が確認(受給)をされる場合は、次の書類が必要です。

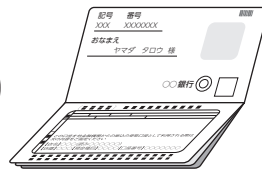
	確認・支給対象者に代わり、代理確認及び受給ができるのは次の場合です。代理受給される場合は、代理受給を希望する理由を必ずご記入ください。		
	1 同一世帯の方	2 法定代理人	3 その他の方
	令和6年1月1日時点での支給対象者 が属する世帯の世帯構成員	親権者、未成年後見人、成年後見人、 代理権付与の審判がなされた保佐人及び 代理権付与の審判がなされた補助人	親族その他の平素から支給対象者本 人の身の回りの世話をしている方で市 長が特に認める方
必要添付書類	○口座確認書類のコピー ○確認・支給対象者の本人確認書類のコピー ○代理人の本人確認書類(運転免許証など)のコピー ○法定代理人の方は、法定代理人であることが確認できる書類(登記事項証明書など)のコピー		

必要書類 貼付欄

振込口座確認書類

ここに振込口座確認書類の
コピーを貼ってください。

見本
通帳
(見開き面)



確認してください

キリトリ線

確認書の表面で振込先口座をご記入された方は、通帳見開き面(カナ口座名
義人記載面)又はキャッシュカードのコピーが必要です。

- ※ インターネットバンキングなどで、通帳等をお持ちでない方は、口座番号が分かる画面を印刷してください。
※ ○金融機関名 ○支店名(店名) ○口座番号 ○名義人カナ氏名 の記載のある箇所をコピーしてください。

本人確認書類

ここに本人確認書類の
コピーを貼ってください。

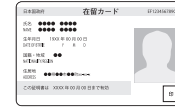
見本

顔写真あり(1点)

マイナンバーカード

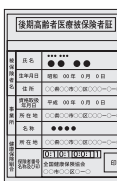


在留カード



顔写真なし(2点)

健康保険証



確認してください

①顔写真のついているもののいずれか1点

運転免許証、マイナンバーカード(顔写真のある表面のみ)、パスポート、
在留カードの写し等

または

②顔写真のついていないもののいずれか2点

健康保険証、介護保険証、年金手帳等の写し等

ご注意ください



- このカラー出力はデザインイメージを表現したカラーカンパです。色校正ではありません。
●実際の印刷物とは色が異なりますので、印刷色はカラーチャート・カラーチップなどでご確認ください。
●このデザインの著作権は、株式会社イセトに帰属します。無断転載・複製及び放送・通信・Webサーバ等へのアップロードを禁じます。

調整給付金(※)支給確認書 送付先変更届
(住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方など向け)

※調整給付金とは、令和6年度に実施する所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられない(定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額(推計)又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回る)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給するものです。

魚津市長 宛

市
受付印

※本様式は、住所地とは別の場所への確認書の送付を希望する方などが使用するものです。
様式第1号(確認書)が届いた場合は、本様式を使用せず、確認書に記入・返送してください。

※本様式を提出いただいた場合、魚津市において給付要件に該当するか審査の上で、
記入いただいた現住所に確認書を送付します。給付金の受給には、確認書の提出が必要です。

●変更後の送付先

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()

【代理人が変更届を提出する場合】

代 理 人	(フリガナ) 代理人氏名	本人との 関係	代理人生年月日	代 理 人 現 住 所
			明治・大正・昭和・平成 年 月 日	電話 ()
上記の者を代理人と認め、 調整給付金支給確認書送付先変更届の提出を委任します。			本人氏名	署名

提出書類

☐ 『調整給付金 支給確認書 送付先変更届』

※必要事項をご記入ください。

☐

変更後の送付先(本様式上部)

☐

署名(本様式下部)

☐ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』

※提出者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)を
本様式下部に添付してください。

※記入漏れや提出書類の不備はありませんか。(不備がある場合、確認書を送付できない場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和

年

月

日

提出者氏名

本人(代理人)確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、
パスポート等の写し(コピー)(いずれか1つ)

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

様式第 3 号（第 9 条関係）

魚津市定額減税調整給付金 支給決定通知兼振込通知書

令和 年 月 日

魚津市長

定額減税調整給付金の支給については、下記
のとおり支給を決定しましたので通知します。
つきましては、振込予定日・振込口座等を次の
とおりとして振り込みの手続きを行います。

振込予定日	
振込予定金額	
金融機関 振込口座	

●対象者

氏 名

●定額減税調整給付金に関するお問合せ先

様式第 4 号（第 9 条関係）

魚津市定額減税調整給付金 不支給決定通知書

令和 年 月 日

魚津市長

定額減税調整給付金の支給については、下記
のとおり不支給を決定しましたので通知します。

理由

振 込 予 定 日	* * * * *
振 込 予 定 金 額	* * * * *
金 融 機 関 振 込 口 座	* * * * *

●対象者

氏 名

●定額減税調整給付金に関するお問合せ先